

掛川市条例第58号

掛川市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市公民館条例の一部を改正する条例

掛川市公民館条例（平成17年掛川市条例第156号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

1,150円	1,490円	1,840円
670円	870円	1,070円
560円	720円	890円
560円	720円	890円
350円	450円	560円

を

1,180円	1,530円	1,890円
680円	890円	1,100円
570円	740円	910円
570円	740円	910円
360円	460円	570円

に改める。

別表第2の1の表中

6,000円	9,000円	12,000円
7,800円	11,700円	15,600円
350円	450円	560円
350円	450円	560円
350円	450円	560円
560円	720円	890円
1,610円	2,090円	2,570円
560円	720円	890円
1,260円	1,630円	2,010円
560円	720円	890円
750円	970円	1,200円

を

6,170円	9,250円	12,340円
8,020円	12,030円	16,040円
360円	460円	570円
360円	460円	570円
360円	460円	570円
570円	740円	910円
1,650円	2,140円	2,640円
570円	740円	910円
1,290円	1,670円	2,060円
570円	740円	910円
770円	990円	1,230円

に改め、同表の2の表中

1,000円
1,000円
400円
1,000円
500円
300円
300円
1,000円
1,000円
3,000円
2,000円
1,000円
2,000円

を

1,020円
1,020円
410円
1,020円
510円
300円
300円
1,020円
1,020円
3,080円
2,050円
1,020円
2,050円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市公民館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、な

お従前の例による。